高森町建築物等木材利用促進基本方針（案）の意見募集について

令和４年１２月５日

高森町役場農林政策課

　この度、「高森町建築物等木材利用促進基本方針」について、広く町民の皆様から意見を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見を考慮した上、決定することとしています。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめご了承ください。

記

1. 意見公募の趣旨及び背景

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和３年法律第７７号）が令和３年６月１１日に第２０４回国会で成立されました。

改正後の脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成２２年法律第３６号）第１２条第１項の規定に基づき、高森町建築物等木材利用促進基本方針（以下「基本方針」という。）を定めることができるとされています。

1. 意見公募の目的

このことから、その基本方針策定にあたり、広く町民からの意見を募集し、提出された意見を考慮し、基本方針の内容に反映させることを目的として行います。

1. 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法
   1. 高森町ホームページに掲載
2. 意見の提出方法

意見書を高森町農林政策課まで持参またはFAX、郵送にて提出してください。

1. 意見の提出上の注意

電話での意見はお受けしませんのでご了承ください。

1. 受付期間

令和４年１２月５日（月）～１２月２３日（金）

（郵送の場合も締切日必着）

1. 公示資料

高森町建築物木材利用促進基本方針（案）

〒869-1602　熊本県阿蘇郡高森町大字高森2168

高森町役場農林政策課　担当：高田

TEL：0967-62-2915／FAX：0967-62-1174